国立研究開発法人物質・材料研究機構
DICEアカウント利用約款一部改正新旧対照表

新	旧
（略） （アカウントの利用確認） 第１４条　機構は、一定期間ごとに、DICEアカウントの利用確認を行います。機構が指定する期間中に、機構が指定する手順によるDICEアカウントの利用が認められなかった場合、機構は当該DICEアカウントの利用を停止する場合があります。 ２　前項により各種サービスが利用できなくなることで登録者又は第三者に生じた損害について、機構は一切責任を負わないものとします。 （略） 附 則（令和５年１０月２７日） この約款は、令和５年１１月１０日から施行する。	（略） （アカウントの停止） 第１４条　機構が指定する期間中に、DICEアカウントによるログインが認められなかった場合、機構は当該DICEアカウントの利用を停止する場合があります。 ２　前項により各種サービスが利用できなくなることで登録者又は第三者に生じた損害について、機構は一切責任を負わないものとします。 （略）